

## 定款改定 案（新旧対照表）

変更前（現行・旧）	変更後（新）	改定理由
<p style="text-align: center;">第 4 章 役員等 （員数及び役職）</p> <p>第 22 条 当法人に次の役員を置く。</p> <p>2 理事のうち、理事会の決議によって、下記の役員を選任する。</p> <p>(1) 会長（代表理事） 1 名 (2) 副会長 1 名 (3) 事務局長 1 名 (4) 事務局次長 2 名 (5) 会計 1 名</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 役員等 （員数及び役職）</p> <p>第 22 条 当法人に次の役員を置く。</p> <p>2 理事のうち、理事会の決議によって、下記の役員を選任する。</p> <p>(1) 会長（代表理事） 1 名 <u>（削除）</u></p>	<p>会員と役員の高齢化により、欠員補充が難しくなっているため、組織運営を安定させる目的で、定款上の役職を会長（代表理事）1 名に整理する。必要な役割や業務については、別途定める内部の運営ルールにより柔軟に対応する。</p>
<p style="text-align: center;">第 4 章 役員等 （理事の職務及び権限）</p> <p>第 24 条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を合議の上代行する。</p> <p>3 事務局長は総合的に事務を処理し、事務局次長は事務局長を補佐する。</p> <p>4 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、会務の執行を決定する。</p> <p>5 会計は、本会の経理を統括する。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 役員等 （理事の職務及び権限）</p> <p>第 24 条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。 <u>（削除）</u></p>	<p>役員の高齢化と欠員補充の困難化により、役職体系を会長（代表理事）1 名に整理したことから、従来の副会長・事務局長・事務局次長・会計に関する職務規定は、定款に規定する必要性が低下した。今後は、業務分掌を内規により柔軟に定めることで、組織運営の安定化を図るため、第 24 条を削除する。</p>

<p style="text-align: center;">第 5 章 理事会 (議事録)</p> <p>第 36 条 (略)</p> <p>2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に<u>記名押印する</u>。</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 理事会 (議事録)</p> <p>第 36 条 (略)</p> <p>2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に<u>署名するものとし、署名に代えて電磁的方法による承認をもって足りる</u>。</p>	<p>押印手続きが負担となっており、迅速な議事録確認が難しい状況が続いているため、署名または電磁的承認による確認方法へ変更し、業務効率化と事務負担の軽減を図るため。</p>
---	---	--